

令和2年10月15日

入札等参加者の皆様へ

中国地方整備局

総務部契約課

健康保険被保険者証（写）提出時のマスキング処理について

今般、医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号。以下「改正法」という。）により、保険者番号及び被保険者等記号・番号について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられ、令和2年10月1日から施行されました。

つきましては、入札手続きにおける競争参加資格申請や契約締結後に提出する書類等に保険証（写）を添付する場合は、**あらかじめ保険証（写）の保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施してから**発注者に提出されますよう、お願いいたします。

【マスキング例】

健康保険	本人（被保険者）		
被保険者証	平成〇年〇月〇日交付		
記号	■	番号	■
氏名	〇〇 〇〇	(二次元コード)	■
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日		
性別	〇		
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
事業所名称	〇〇 株式会社		
保険者番号	■		
保険者名称	〇〇〇〇		
保険者所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇		
			印

マスキング処理をお願いします。

※保険証の記載内容によりマスキング後の状況が直接の雇用関係を証明するに足りない場合は、証明に必要な項目の一部等を除外してマスキングを行って提出してください。この場合は、受付担当者が確認後にマスキング処理を行います。